

『H28年度税務訴訟 過去10年で最少件数—国税庁』

国税庁は先般、28年度の訴訟の概要を公表した。納税者は法律に基づいて受けた処分について、処分庁に対する再調査の請求及び国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の不服申立てをすることができ、それを経てなお不服があるときは裁判所に訴訟を提起することができる。

平成28年度の訴訟の発生件数の総数はほぼ横ばいの230件（対前年度比0.5%減）。昨年に続き、過去10年間で最も少なくなっている。課税関係の訴訟の発生件数172件（同8.1%減）のうち所得税は80件（同5.9%減）、法人税は昨年度と同数の38件、相続税・贈与税は28件（同22.3%減）、消費税は7件（同16.6%増）。一方で徴収関係の訴訟は54件（同38.4%増）と増加した。審判所関係は4件（同20.0%減）であった。

終結件数は245件で前年度から6.5%減少し、そのうち棄却が189件（構成比77.1%）を占めた。取下げ等（差戻し、移送なども含む）が25件（同10.2%）、却下が20件（同8.2%）。国側が敗訴したのは前年度の半数にあたる計11件となり、敗訴割合は4.5%と前年度より3.9ポイント減少した。うち一部敗訴は5件（同2.0%）、全部敗訴は6件（同2.5%）であった。



『女性活躍推進融資が急増 社数で1.7倍に—日本公庫』

日本政策金融公庫が28年度に実施した「地域活性化・雇用促進資金＜女性活躍推進関連＞」の融資実績が357社、229億円にのぼり、前年度に比べ会社数で175%、金額で166%も急増した。この結果、27年2月の取り扱い開始からの累計実績は490社、317億円となった。

日本公庫は急増した背景として、▽「女性活躍推進法」の施行等により中小企業や小規模事業者も女性活躍推進に対する意識が高まっている▽28年4月から同融資制度の対象者を拡充した—など分析した。

同制度は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行っている企業、子育てサポート企業として「くるみん」の認定を受けた企業、地方公共団体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む企業—を支援するための融資制度。

日本公庫は28年度の融資実績を発表した際に、支援先企業の事例として、育児休暇の整備等に取り組み、「くるみん」マークの認定を受けた愛知県瀬戸市の一般貨物自動車運送業・大橋運輸(株)（鍋嶋洋行代表）、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した東京都品川区の食用油脂加工業・丸和油脂(株)（倉持和夫代表）の2社を紹介した。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます